

必ず提出してください。扶養状況調査（検認）

組合員の被扶養者として認定された方が、引き続き被扶養者としての要件を備えているか確認するため、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、扶養状況調査（検認）を実施します。

当組合は、皆様からお預かりしている大切な掛金により運営されています。保険給付の適正化を図り、公平公正な運営のため、御理解と御協力をお願いいたします（扶養状況調査の趣旨等については、全組合員に配付している「令和8年度 横浜市職員共済ガイド」P.31を御覧ください）。

調査対象者	令和7年3月31日以前に当組合の被扶養者に認定された①～④の者 ① 配偶者 ② 父母 ③ 令和8年4月1日時点で22歳以上の子 ④ 送金確認が必要な別居の被扶養者、その他当組合が指定する者
調査方法	8月初旬～中旬頃 に各所属を通じて、「共済組合扶養状況調査票」を配付いたします。 必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。
提出期限	<u>各所属の定める期限までに、各所属の共済組合事務担当課へ提出</u> 期限までに提出がない場合、現在お持ちの資格確認書等が無効になることがあります。

<添付書類>

被扶養者の状況に応じて、書類の提出をお願いします。詳しくは調査票と共に配付される「令和8年度 共済組合扶養状況調査（検認）の実施について」を御確認ください。

- ・住民票※…令和8年8月1日以降発行・世帯全員で続柄記載あり・マイナンバー省略のもの
- ・令和8年度課税（非課税）証明書※…対象の被扶養者のもの
(組合員が会計年度任用職員の場合は、組合員のものも追加が必要)
所得内訳等の明細が記載されているもの
- ・被扶養者にパート・アルバイト収入がある場合…令和8年5～7月の給与明細書
- ・被扶養者に不動産・事業・営業収入等がある場合…確定申告書の写し一式（収支内訳書等も含む）
- ・被扶養者が年金を受給している場合…最新の年金額改定通知書、年金振込通知書の写し等
- ・その他の収入のある被扶養者…状況に応じて収入の内容が確認できる書類
- ・**別居扶養の場合…令和8年4月以降の送金を確認できる書類**（金融機関発行の利用明細書や現金書留封筒の写し）を全て提出。（次頁「別居扶養と送金について」参照）
- ・その他被扶養者の状況に応じた書類

※ 住民票・課税（非課税）証明書は有料です。被扶養者の適正な資格確認を行うため、御協力をお願いします。

<横浜市職員共済組合員の方へ>

<その他注意事項>

○別居扶養の送金確認

組合員と被扶養者が別居している場合、組合員からの送金によって生活が維持されていること（生活費の半分以上が職員の送金によること）が、被扶養者の資格を維持する条件となります。送金の証明は、第三者が送金事実を確認できる書類（共済ガイドP.23 参照）に限ります。手渡しは一切認められません。

紛失等により、送金証明の提出ができない場合、送金の事実が確認できない期間の最初まで遡って扶養から外れることになりますので、御注意ください。

○「令和8年4月1日からの年間収入の取扱い変更」について

給与収入のみの方が契約段階で見込んでいなかった臨時収入により、結果的に令和7年の年間給与収入額が130万円（60歳以上は180万円、配偶者を除く19歳以上23歳未満（12月31日時点）は150万円）を超えた場合、扶養状況調査票の添付書類として、事業主から証明された『被扶養者の収入確認に当たっての事業主の証明書』を提出できる場合があります。

給与以外にも収入（年金収入、事業収入等）があり、給与の一時的な収入変動により年間収入130万円以上となった場合は、「年収の壁・支援強化パッケージ」をご確認ください。

提出する場合は、「給与支払等証明書（共済様式㉑）」又は、「雇用契約確認書（扶養状況調査用）（「令和8年度 共済組合扶養状況調査（検認）の実施について」に添付）」と一緒に提出してください。

また、提出される方は横浜市職員共済組合WEBサイトの「被扶養者の認定」掲載の『「令和8年4月1日からの年間収入の取扱い変更」による共済組合での対応についてはこちら』『「年収の壁・支援強化パッケージ」による共済組合での対応についてはこちら』を、必ずお読みください。

<https://yokohama-kyosai.or.jp/kumiai/kumiaifuyounintei/>

○雇用契約確認書について

令和8年5月～7月支給分の給与のうち、支払金額が2か月以上108,334円を超えた（税金込・交通費除）ときに必ず提出してください。

扶養状況調査に関してよくある質問

（扶養認定の届出の詳細に関しては、共済ガイドのP16～P31を御覧ください。）

【扶養状況調査（検認）について】

Q1 扶養状況調査（検認）とは何ですか？

A1 被扶養者が、引き続き認定要件を満たしているかを確認する調査です。

当組合の被扶養者は、「組合員の家族」という理由だけで認定されるものではありません。法律によって定められた範囲と要件を満たし、組合員の申請に基づき当組合で認定された方が、当組合の被扶養者となります。ただし、認定時より被扶養者の収入が増加したり、同居していた被扶養者が別居したり、扶養の状況には変化が生じることがあります。そのため、毎年扶養の状況を確認しています。

Q2 何のために調査するのですか？

A2 当組合の公平公正な運営のため、調査を行っています。

当組合では、被扶養者の医療費（7～8割分）を負担しています。又、当組合から後期高齢者医療制度に対して後期高齢者支援金を納付していますが、この金額は、加入者数（組合員+扶養家族）に応じて決まります。これらの支出の財源は、事業主負担（＝税金）と組合員の皆様の貴重な掛金ともなっていますが、被扶養者の分の掛金は徴収されません。被扶養者のいない組合員も、被扶養者が複数いる組合員も、標準報酬月額が同じであれば掛金は同じ金額です。

要件を満たさない方を被扶養者に認定していることは、当組合の財政を圧迫し、組合員の皆様の掛金の負担増や加入者全員へのサービス低下につながる原因にもなりかねません。

組合員の皆様の御協力をお願いします。

Q3 扶養状況調査（検認）の根拠は何ですか？

A3 地方公務員等共済組合法施行規程第97条が根拠です。

（資格確認書の検認等）

第九十七条

組合は、組合の定めるところにより、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をするものとする。

2 組合員は、検認、更新、記載事項の訂正又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければならない。

3 組合は、前項の規定により資格確認書の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、更新し、又は記載事項を訂正して、その者に交付しなければならない。

4 第一項の規定により検認又は更新を行つた場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は無効とする。

この条文を受けて当組合では、「横浜市職員共済組合運営規則」、「横浜市職員共済組合被扶養者認定事務処理取扱要領」及び「令和8年度扶養状況調査審査基準」により、扶養状況調査（検認）を実施しています。

【住民票について】

Q4 住民票はどこで取得できますか？有料ですか？

A4 お住まいの市区町村の担当窓口でお取りください。横浜市内にお住まいの方は、市内の区役所や行政サービスコーナー、マイナンバーカード所有者はコンビニで取得できます。住民票の取得には手数料がかかりますが、適正な被扶養者認定のために御協力をお願いします。

Q5 7月に取得した住民票ではだめですか？

A5 最新の世帯状況を確認するため、令和8年8月1日以降に取得された住民票の提出をお願いします。

Q6 調査対象者が複数いる場合、住民票をコピーしたものを添付してもいいですか？

A6 問題ありません。

【課税（非課税）証明書について】

Q7 課税（非課税）証明書とは何ですか？どこで取ればよいですか？

A7 課税（非課税）証明書は、その人に住民税が課税されているか、税額はいくらか、課税されている収入の種類等を証明するものです。その年の1月1日に住んでいた市区町村の担当窓口で取ることができます（他の市区町村では名称が異なる場合があります。）。横浜市内にお住まいの方は、市内の区役所、行政サービスコーナーで取ることができます。

なお、必ず給与支払額・年金支払額等の詳細な内訳が記載されているものを取得してください。所得内訳等が省略されているものが提出された場合、取り直していただくこととなります。

証明書の取得には手数料がかかりますが、適正な被扶養者認定のために御協力をお願いします。

Q8 課税（非課税）証明書はいつの時点のものを取ればよいですか？

A8 令和8年度の証明書をお取りください。

令和8年1月1日時点に、現在の御住所とは別の市区町村にお住まいになっていた場合は、1月1日にお住まいだった市区町村でお取りいただきます。

Q9 非課税証明書の所得欄等が「*」となっています。税金の申告をしないといけないのでしょうか？**

A9 扶養状況調査においては、その非課税証明書で問題ありません。

税法上どなたかの被扶養者になっているため所得の申告をしていない場合は、「***」と印字される場合があります（市区町村で異なります。）。

Q10 被扶養者に営業所得があります。課税（非課税）証明書では、所得は「0」で課税されていません。確定申告書の写しの提出は必要ですか？

A10 確定申告書の写しの提出をお願いします。

営業収入や事業収入等から税額を算出する際に控除される項目と、扶養認定の際に収入から控除される項目は、必ずしも同じではありません。そのため、課税（非課税）証明書に記載されている所得金額ではなく、控除前の収入金額を確定申告書の写しで確認します。

Q11 私の配偶者は、税の扶養控除対象者です。

「所得」がなくても、課税（非課税）証明書の提出は必要ですか？

A11 課税（非課税）証明書の提出をお願いいたします。

当組合が扶養認定の基準とする「収入」は、税法上の「所得」ではありません。

また、当組合で必要経費として認める項目と税法上の経費項目は異なります。税法上の「所得」は「0」で課税されていなくても、当組合の扶養認定では、収入が基準額以上と判定されて認定できない場合があります。

この調査では提出された課税（非課税）証明書で、収入の有無及び種類（給与・営業・不動産・配当等）を確認しています。併せて、事業・不動産・営業・配当等の所得が課税（非課税）証明書に記載されている場合は、経費を控除する前の収入金額を確認するために、確定申告書の写しの提出をお願いしています。課税（非課税）証明書をお取りになる際は、税額だけではなく、所得金額、所得控除額、扶養控除の内訳等詳細な内容の記載のあるものを取得してください。

【送金の証明書について】

Q12 送金の際の振込明細書を紛失してしまいました。通帳のコピーではだめですか？

A12 第三者が見て、誰が（振込人）、誰に（受取人）、いつ、いくら送金しているかがわかる記載があれば、通帳のコピーでも問題ありません。また、インターネットで確認できる入出金明細のページのコピーも同様です（詳しくは共済ガイドP.23<送金方法について>を御覧ください。）。

送金の事実が確認できる書類がない場合、送金の事実が確認できなくなった時点まで、遡って被扶養者資格を喪失する手続が必要となります。別居の被扶養者がいる場合は、必ず送金の事実が確認できる書類を保管してください。

組合員名義の口座から、別居の被扶養者がキャッシュカードで引き出している場合の利用明細書、別居の被扶養者が作成した領収書等では、送金の事実が客観的に確認できないため認められません。

Q13 別居している母を扶養しています。お金は手渡ししているため振込明細書などがありません。

A13 金融機関のATM利用明細書、現金書留封筒の写しなど、第三者が見て、誰が、誰に、いつ、いくら送金しているかが分かる書類がない場合には、送金の事実が確認できなくなった時点まで遡って被扶養者資格を喪失する手続が必要となります。

別居の扶養認定の場合、生活費の「手渡し」では組合員が生活費を負担している実態が確認できないため認められないことは、認定の際にも御説明しております。又毎年度、全職員に配付している「職員共済ガイド」や、YCANに掲載している「共済時報」などで「手渡しでは認められません」と御案内しています。

【その他の必要書類について】

Q14 被扶養者は障害年金受給者です。課税（非課税）証明書を取ったところ、私の扶養控除対象者で「非課税」となっていますが、障害年金の額改定通知書の写しの提出が必要ですか？

A14 課税（非課税）証明書には出てこなくても、年金の受給がある場合は、必ず額改定通知書の写しを提出してください。

被扶養者に標準的な生活を営むことができる恒常的な収入がどの程度あるか、ということが扶養認定の判断基準となります。そのため、遺族年金や障害年金等の非課税の年金であっても、恒常的に受け取っているものは収入とみなされます。御自身で積み立ててきた個人年金や企業年金も同様です。

なお、額改定通知書が発行されていない場合は、直近の振込通知の写しを提出してください。

Q15 被扶養者にパート収入がありますが、給与明細書を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？

A15 令和8年5月～7月支給分のうち1か月分だけを失くしてしまった場合は、その旨を記載し、提出できる直近の3か月分の御提出をお願いします。2か月分以上失くしてしまった場合は、勤務先で給与支払等証明書（共済様式㉑）に記入してもらってください。

Q16 令和8年5月～7月支給分の給与のうち、2か月以上給与支払額が108,334円以上のときに、「雇用契約確認書」が必要になるのはなぜですか？

A16 108,334円以上の支払い実績が一時的なものであるかを判断するにあたり、そもそも月額基準を上回る雇用契約を取り交わしていないかを確認するためです。

提出された「雇用契約確認書」で雇用形態（時給や勤務時間・日数など）を確認し、1か月あたり月額基準（一般：108,334円未満、60歳以上又は障害年金受給者：150,000円未満、19歳以上23歳未満（配偶者を除く）：125,000円未満）以上の収入が見込まれる契約を取り交わしていた場合は、勤め始めた日（または契約変更日）から被扶養者認定基準非該当と判断します。

Q17 アルバイトを既に退職しているのですが、給与明細の写しの提出は必要ですか？

A17 課税証明書に給与収入の記載があるが、既に退職済みで現在無収入の場合は、扶養状況調査票の記入欄に退職日を記入してください。

既に退職し現在無収入の場合は、給与明細の写しは提出不要です（状況によって提出いただく場合もあります）。

【その他】

Q18 被扶養者は既に就職していますが、喪失手続を忘れていました。どうなりますか？

A18 事由発生日に遡って資格喪失となります。至急、被扶養者資格を喪失する手続をしてください。

喪失日以降に受診した被扶養者の医療費（当組合では医療費の7～8割分を負担しています。）や当組合が給付した附加金がある場合は、組合員から当組合へ返還していただくことになります。医療費の返還については、共済ガイドP.86を御覧ください（喪失事由が発生したら速やかに手続していただくのが原則です。）。

Q19 今回の調査の結果、共済組合の扶養の要件を満たしていないので、扶養資格の喪失手続をするように所属の担当者に言われました。庶務事務システムで申請すればよいですか？

A19 今回の調査により被扶養者の資格を喪失される方の「扶養減」の申請は、庶務事務システムでは申請しないでください。3枚複写の紙様式、又はYCAN掲載のデータ様式「被扶養者申告書」に被扶養者証や資格確認書（お持ちの方のみ）と事由発生日を確認できる書類（共済ガイドP.30「扶養減の事由発生日及び申告に必要な添付書類等」参照）を添えて区・局の共済組合事務担当課へ御提出ください。

なお、会計年度任用職員・庶務事務システムを利用しない組合員の方は通常の申請と同様です。

今回の調査で、事由発生日を確認できる書類を当組合に提出済みの場合は添付不要です。

Q20 扶養状況調査（検認）に必要な書類を提出しない（応じない）場合はどうなりますか？

A20 地方公務員等共済組合法施行規程第97条の規定により、現在お持ちの資格確認書等は無効となります。

扶養状況調査（検認）を受けずに無効となった資格確認書等を使って医療機関等で受診した場合、又は、被扶養者資格を取り消された日以降に受診していた場合、当組合が負担した医療費を返還していただくことになります。

ぜひ一度、使ってみませんか？ **マイナンバーカードの保険証利用**

詳細は厚生労働省WEBサイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

